

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 27 年米原市条例第 24 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 27 年 5 月 29 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）等が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に米原市都市計画税条例（平成 17 年米原市条例第 49 号）を改正する必要が生じ、平成 27 年 3 月 31 日に米原市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成 27 年 3 月 31 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例

米原市都市計画税条例（平成17年米原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「または第28項」を「、第28項または第30項から第33項まで」に改める。

第5条第1項中「4月1日から同月末日まで」を「5月1日から同月末日まで」に改める。

付則第4項（見出しを含む。）および第5項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第6項、第7項および第8項中「第4項」を「付則第4項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第9項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第12項中「第11項」を「前項」に改める。

付則第13項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項もしくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項もしくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の米原市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

米原市都市計画税条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市都市計画税条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(納税義務者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、<u>第28項または第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地または家屋</u>にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者または所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>5月1日から同月末日まで</u></p> <p>第2期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 12月1日から同月末日まで</p> <p>2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦</p>	<p>米原市都市計画税条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(納税義務者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項 <u>または第28項</u>の規定の適用を受ける土地または家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者または所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月1日から同月末日まで</u></p> <p>第2期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 12月1日から同月末日まで</p> <p>2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦</p>

課し、および徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が市税条例第 67 条第 2 項の規定によって別に定める固定資産税の納期によるものとする。

第 6 条・第 7 条 略

付 則

1～3 略

(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

4 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3

課し、および徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が市税条例第 67 条第 2 項の規定によって別に定める固定資産税の納期によるものとする。

第 6 条・第 7 条 略

付 則

1～3 略

(宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

4 宅地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3

(第20項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 付則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、付則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第4項の

(第20項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第4項の規定

規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 9 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

10・11 略

- 12 付則第4項および第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第4項および第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第5項、第7項および第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第7項から第9項まで

にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 9 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

10・11 略

- 12 付則第4項および第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第4項および第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第5項、第7項および第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第7項から第9項まで

の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第10項および前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

- 13 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項もしくは第42項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第30項から第33項まで」とあるのは「もしくは第30項から第33項までまたは法附則第15条から第15条の3まで」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米原市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第10項および第11項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

- 13 法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項もしくは第40項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第28項」とあるのは「もしくは第28項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。